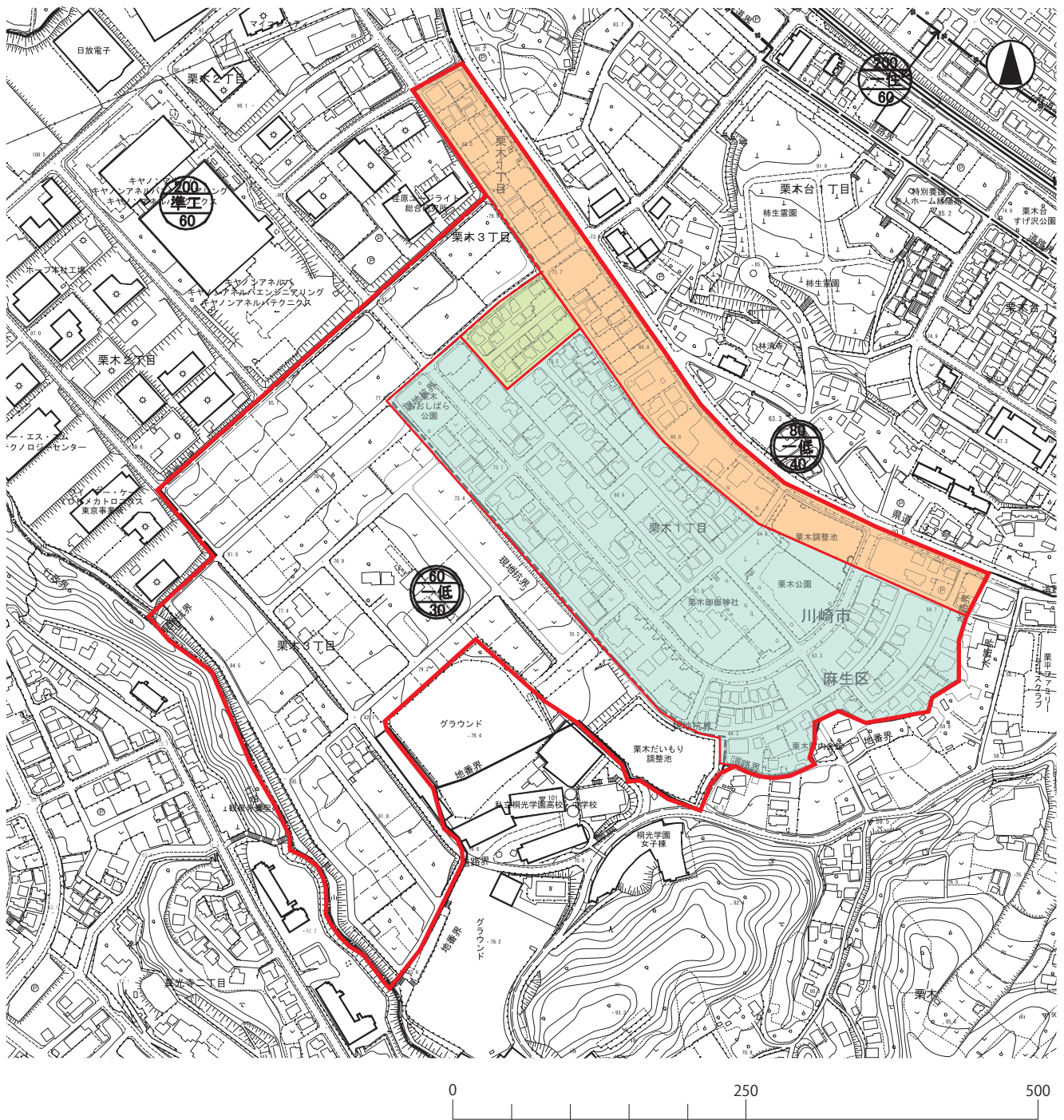


## 栗木東地区地区計画

名 称		栗木東地区地区計画			
位 置		川崎市麻生区栗木			
面 積		約22.8ha			
地区計画の目標		<p>本市の総合計画において、小田急多摩線沿線地区は、先端技術の振興拠点や芸術活動拠点の集積整備を図るとともに、良好な居住環境の保全等を図る地区としており「農とふれあいと先端技術のまち」を目指している。</p> <p>本地区は、栗木第二土地区画整理事業区域内にあり、マイコン関連企業の研究・開発試作機能の集積を図る「マイコンシティ計画」とあわせ、良好な住宅地の供給と農用地の集約を行い、研究開発型産業の集積と良好な住宅地による複合型市街地の形成を図る地区である。</p> <p>本地区計画は、周辺の緑と調和した良好な住宅地として、住環境の維持・保全を図るとともに、農地等の持つ緑地機能を評価し、良好な生活環境の形成を図ることを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>住宅地については、良好な住環境の形成を図ることを目標として、都市計画道路尻手黒川線沿線を沿道サービス機能に配慮した低層住宅地とし、その他の地区は、低層住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>土地区画整理事業により整備される地区内の道路、公園等については、維持・保全に努める。</p> <p>土地区画整理事業区域内の生産緑地については集約を行い、本地区の良好な生活環境の形成を図る。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>本地区は、低層の戸建て住宅を主体とした住宅地の良好な住環境を形成するため、建築物等の用途の制限等を行う。</p>			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B	低層住宅地区C
		地区の面積	約3.6ha	約6.9ha	約0.5ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。</p> <p>1 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）</p> <p>2 共同住宅（当該住戸の床若しくは壁又は戸で区画されたものの床面積が50㎡以上のものに限る。）</p> <p>3 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</p> <p>4 住宅で診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）の用途を兼ねるもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。</p> <p>1 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）</p> <p>2 共同住宅（当該住戸の床若しくは壁又は戸で区画されたものの床面積が50㎡以上のものに限る。）</p> <p>3 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）で学習塾、華道教室、囲碁教室アトリエその他これらに類する用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内で、かつ、当該建築物の延べ面積の2分の1以内のもの</p> <p>4 神社</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>	
		<p>150㎡（土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を1の敷地として使用するものは除く。）</p>		<p>125㎡（土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を1の敷地として使用するものは除く。）</p>	
		<p>ただし、共同住宅の場合にあっては、住戸数から1を減じた数値に150㎡を乗じた面積以上とする。</p>			
垣又はさくの構造の制限	<p>生け垣その他これに類する開放性のあるものとする。</p>				

「区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

# 栗木東地区地区計画計画図



凡 例		
	地区計画区域	
	地区の区分	 低層住宅地区 A
		 低層住宅地区 B
		 低層住宅地区 C